

社会的養護に関する調査
—里親委託を中心として—

結果報告書

令和 6 年 6 月
総務省行政評価局

前 書 き

保護者による児童の虐待、保護者の病気など様々な要因で、家庭での養育が困難な児童は、都道府県や政令指定都市等に置かれた児童相談所に一時保護された後、児童養護施設や里親等の下で養育される。いわゆる社会的養護と呼ばれるものである。

社会的養護の下に置かれている児童は、厚生労働省の調査によれば、令和 3 年度末において、全国で約 4 万 2,000 人を数える。

また、こうした児童の半数以上は保護者からの虐待を受けた経験を持っており、身体的暴力のみならず、暴言などの心理的虐待や食事を十分与えられないなどのネグレクトなどを受けているとされている。

全ての児童は、適切な養育環境で、安心して自分を委ねられる養育者によって養育され、「あたりまえの生活」を保障されることが重要である。このため、保護者の家庭において養育することが適当でない場合、家庭養育優先の原則に基づき、里親等の養育者の家庭に児童（要保護児童¹）を迎え入れて養育を行うことが推進されている。

その一方で、国は里親等への委託に関する定量的な目標を設定しているが、現状において実績値との間にかい離がみられる。また、虐待を受け愛着形成がままならなかった児童に向き合い養育している里親が、児童の未来を背負う責任を感じ、日々の困難や葛藤に直面していることは想像に難くない。

本調査は、里親委託の推進や養育支援の環境整備に資するため、①里親委託の実施状況、②里親への養育支援の実施状況などに焦点を当て、関係行政機関等だけでなく里親の意見を聴取しながら、現場実態を調査したものである。

¹ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3）

目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	2
1 社会的養護をめぐる概況と報告書の構成等	2
(1) 社会的養護をめぐる概況	2
(2) 調査の視点及び報告書の構成	10
(3) 調査対象機関の選定、調査手法等	10
2 児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制	12
(1) 児童相談所の体制整備の実施状況	15
(2) 外部委託の実施状況	17
3 里親等委託の実施状況及びその課題	24
(1) 里親等委託の実施状況	24
(2) 里親等委託を推進するための課題	26
4 里親支援の実施状況	61
(1) 養育等に関する相談への対応状況	61
(2) 里親不調への対応状況	67
5 資料編	74